

## 議案第34号

### 鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の設定について

次のとおり鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第19条第3項の規定に基づき、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について定めるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第2条 県が設置する専用水道の水道技術管理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 社団法人日本水道協会が水道技術管理者の資格を得ようとする者を対象として実施する講習の課程を修了した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると知事が認める者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。